



## 【いじめの早期発見】

- ① 「松山市いじめ対応アクションプラン」をもとに日常的な観察を行い、生徒の変容を見抜くとともに、教師間で情報を共有し、蓄積する。(学年部会、生徒指導部会、職員会)
- ② いじめに関するアンケートを毎月実施するほか、個別面談、生活記録の活用等、きめ細やかな実態把握に努める。
- ③ 教育相談日を毎学期設け、生徒の悩みに素早く気付くことができる相談体制を整備する。また、その充実を図るために、スクールカウンセラー等、専門家の活用を図る。
- ④ 「いじめ実態把握専用メール」を運用して、教師に直接相談しづらい生徒や、第三者からの通報などを通して、早期発見・早期解決を図る。
- ⑤ 学校以外の相談窓口(「こども相談課」等)について、保護者に周知する。

## 【いじめに対する措置 ー早期対応とエスカレート防止ー】※重大事態を含む

- ① いじめへの初期対応(発見・相談を受けた場合)  
いじめと疑われる行為を発見した際には、その場で直ちにその行為をやめさせる。生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- ② 組織的に対応  
教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」へ報告し、その情報を共有する。その後は「いじめ防止対策委員会」が中心となり、速やかに指導・支援体制を組み、組織的な対応を進める。
- ③ いじめの事実調査  
アンケート調査等を実施し、その結果から聞き取り調査の絞り込みを行う。
- ④ いじめられた生徒またはその保護者への支援  
いじめられた生徒から事実関係の聴取を行い、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り抜くための対応を行う。また、家庭訪問等により、正確な情報を適切なタイミングで保護者に伝え、今後の対応について保護者の意向を確認するとともに、適切な助言・支援を行う。
- ⑤ いじめた生徒への指導またはその保護者への助言  
いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。いじめの状況に応じては、松山市教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画(出席停止、松山西警察署との連携を含む)を立て、毅然とした対応を行う。
- ⑥ いじめられた生徒といじめた生徒の今後の関係の見届け  
いじめられた生徒といじめた生徒が同じ学校に在籍している状況は、いじめられた生徒にとっては、精神的な苦痛を伴うことが考えられる。また、その後の関わりの中で、新たなトラブルが起きないように教職員で継続的に見守りを行う。
- ⑦ 集団への働きかけと継続的な指導  
集団生活の向上のためには、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を徹底するとともに、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行う。(全校集会、学級活動、生徒会、掲示物等)
- ⑧ ネット上のいじめへの対応  
不適切な書き込み等については、松山西警察署に連絡するとともに、直ちに削除する措置をとる。
- ⑨ 警察との連携  
いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は松山西警察署と連携して対処する。また、生徒の生命、身体または財産に重大な損害が生じる恐れがある時は直ちに警察に相談し適切に援助を求める。
- ⑩ 重大事態への対処  
学校はいじめの重大事態であると判断した場合、上記の対応をするとともに教育委員会に報告し、協議の上、当該事案に対処する。学校の下に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

## 【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○子どもの立場に立って真剣に話を聞き、子どもの悩みやストレスに気付きましょう。 ○子どもの様子や持ち物が変だと思ったら迷わず学校に相談し、協力して同一歩調で取り組みましょう。 ○けがや金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○わが子が「いじめ側」にならないよう話をして聞かせましょう。
地域に求めること	○地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けてください。 ○いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡してください。 ○地域や学校の行事に積極的に参加させてください。 ○子どもたちは、「地域の宝」です。地域の子どもにとって安らぎの場になるよう協力をお願いします。